

令和5年第1回定例会

# 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和5年2月15日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

## 令和5年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (2月15日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○副議長選挙	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○広域連合長挨拶	8
○議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○発言の訂正について	35
○一般質問	35
○広域連合長挨拶	47
○閉会の宣告	47
○署名議員	49
○議案審議結果一覧表	51

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第20号

令和5年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月8日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

- 1 期 日 令和5年2月15日 午後1時30分
  
- 2 場 所 さいたま市浦和区仲町3-5-1  
埼玉県県民健康センター 2階 大ホール



# 令和5年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 議 事 日 程

令和5年2月15日（水曜日） 午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 副議長選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第1号 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 7 議案第2号 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 9 議案第4号 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第5号 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号 令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第7号 令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第13 議案第8号 令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第14 一般質問

出席議員（16名）

1番	吉田信解	3番	高畑博
4番	木津雅晟	5番	川合善明
7番	小野克典	8番	渡邊一美
11番	関裕通	12番	前川やすえ
13番	中元太	14番	堀口義正
15番	島村勉	16番	滝瀬光一
17番	城下師子	18番	小峯松治
19番	増田等	20番	上野廣

欠席議員（3名）

2番	頼高英雄	6番	河田晃明
10番	窪田裕之		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	富岡勝則	副広域連合長	井上健次
事務局長	渡辺千津子	事務局次長 兼総務課長	小暮錠
事務局次長 兼保険料課長	宮原幸子	給付課長	濱野ちひろ

職務のため出席した者の職氏名

書記	森美和	書記	町田翔一
----	-----	----	------

開会 午後1時33分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（滝瀬光一） 開会に当たり、議長から申し上げます。

議会閉会中に、任期満了により、4番、木津雅晟議員、9番、富田能成議員が退任されました。

欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市長選出区分から木津雅晟議員が当選されたので、御報告いたします。

また、上野副議長から副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条の規定に基づき、これを許可いたしましたので、あわせて御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には、会議を継続することが困難となります。議員の皆様には、本日の議事日程を全て終了するまで御退席等はなさらないようお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（滝瀬光一） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしております日程表のとおりでございますので、御了承願います。

---

### ◎議席の指定

○議長（滝瀬光一） 日程第1、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員1名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、木津雅晟議員を4番に、議長において指定いたします。

---

### ◎副議長選挙

○議長（滝瀬光一） 日程第2、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） 御異議なしと認めます。

ただいま議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、19番、増田等議員を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました19番、増田等議員を当選人と決めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました増田議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました増田議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました増田議員より就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（増田 等） ただいま副議長に選出されました松伏町議会議員の増田等でございます。

就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。着座にて失礼いたします。

このたびは副議長を仰せつかり、その責任を痛感している次第でございます。

この広域連合議会が後期高齢者医療の適正な運営を図るという県民の負託に応えられますよう議長を補佐し、また議会が円滑かつ公正に運営されるように努めてまいります。

皆様には、御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、12番、前川やすえ議員、14番、堀口義正議員、以上の2名の方を議長において指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第5、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付いたしました通知の写しのとおりであります。

次に、説明員の出席について、広域連合長から送付された通知の写し、例月現金出納検査の結果及び定期監査の結果について、監査委員より送付された通知の写し、一般質問通告書をお手元に配付いたしました。

また、議案第8号に係る追加参考資料、及び一般質問に係る資料が広域連合長より送付されました。お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

なお、本日の傍聴人より録音及び写真撮影をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので御了承願います。録音を許可された傍聴人におかれましては、休憩中の会議の録音は固く禁じますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎広域連合長挨拶

○議長（滝瀬光一）　ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出があります。これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則）　本日ここに、広域連合議会令和5年第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には公私とも御多用の中、御参集をいただき、心より厚く御礼申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、後期高齢者医療の状況についてでございます。

本県における被保険者数は、令和4年12月末現在で約102万9,000人となり、制度開始当時の約2倍となりました。いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者となる2025年まで、被保険者数が急速に増加することが見込まれます。

被保険者数の増加に伴い、医療費の増加が見込まれるわけではありますが、引き続き、医療費の適正な支出に努め、被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう、制度の安定した運営を行ってまいりたいと存じます。

また、被保険者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施のさらなる推進を図るとともに、その他の保健事業につきましても、高齢者の特性を踏まえ、関係機関や市町村と連携をしながら、引き続き取り組んでまいります。

加えて、令和6年度から稼働する後期高齢者医療広域連合電算処理システムのクラウド化へ向け、令和5年度はシステム改修や機器更新を行ってまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続き特段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に提案をいたしました議案は、条例議案5件、令和4年度補正予算議案1件、令和5年度予算議案2件の計8議案でございます。

議員の皆様には、慎重に御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

### ◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第6、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」、日程第7、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、日程第8、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、日程第9、議案第4号「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） ただいま上程されました議案第1号から議案第4号までの各議案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴うものであることから、まとめて順次御説明申し上げます。

まず、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の1ページをお開きください。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年度から個人情報の取扱い等について、当広域連合を含む全ての地方公共団体が法の適用を受けることとなったため、現行の埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めた法施行条例を制定するものでございます。

内容でございますが、右肩にナンバー4とあります、議案参考資料の1ページをお開きください。

初めに、第3条「登録簿」についてでございますが、個人情報の保護に関する法律では、保有する個人情報の対象者が1,000人以上となっている電子、紙媒体の帳簿につきましては、個人情報ファイル簿として作成・公表することが義務づけられております。

一方で、個人情報の保護に関する法律第75条第5項においては、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とされております。

広域連合としては、情報の対象者が1,000人に満たない事務における個人情報の保有の状況につきましても正確に把握し、慎重かつ責任を持って個人情報を取り扱うため、現行の個人情

報保護条例で定めた「個人情報ファイル簿」を「登録簿」とし、法改正後も引き続き活用するため規定するものでございます。

次に、第5条「開示請求に係る手数料」となります。

開示請求に係る手数料につきましては、現行同様無料と規定し、写しの作成及び送付に要する費用などの実費については規則で定める旨を規定するものでございます。

次に、第9条「審査会への諮問」についてでございますが、この条例の規定を改正又は廃止しようとする場合等に、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する旨を規定しているものでございます。

情報公開・個人情報保護審査会については、この後御説明いたします議案第3号の「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」によって設置される審査会となります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

次に、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」の制定について御説明申し上げます。

同じ資料の2ページをお開きください。

趣旨といたしましては、個人情報の保護に関する法律が改正となり、地方公共団体が法の適用を受ける中、議決機関である議会は地方公共団体の機関の定義から除外されることとなったため、議会における個人情報の適正な取扱い等について必要な事項を定めるべく、新たに「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するものでございます。

内容でございますが、個人情報の保護に関する法律に則したものとなっております。さらに、議案第1号の法施行条例に規定いたしました登録簿と開示請求に係る手数料につきましては、同様に定めております。

次に、個人情報の保護に関する法律と相違する部分につきまして、主な点について御説明申し上げます。

右肩にナンバー1とあります議案の12ページをお開きください。

中ほどの第12条「漏えい等の通知」でございます。

まず、個人情報の保護に関する法律第68条の漏えい等の報告等につきまして、個人情報の保護に関する法律では個人情報保護委員会へ報告義務が定められているところですが、議会は個人情報の保護に関する法律の対象から除外されているところから、条例第12条では、本人への通知の義務のみを規定しております。

15ページをお開きください。

第17条の「匿名加工情報の取扱いに係る義務」につきましては、個人情報の保護に関する法律第123条の匿名加工情報の取扱いに関する義務に相当する規定でございます。

一方で、議会では匿名加工情報の作成や提供を行わないため、自らが匿名加工情報を第三者に提供する方法等について条例には規定しておりません。

続きまして、27ページをお開きください。

ページの一番下に記載がございます第46条「審査会への諮問」についてですが、議会は地方自治法の規定により、審査会、審議会といった附属機関を設置することが原則としてできません。

そのため、保有個人情報に係る開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定しております。

次に、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例」の制定について御説明申し上げます。

右肩にナンバー4とあります議案参考資料の3ページをお開きください。

趣旨といたしましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、現行の埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止することに伴い、廃止する条例で規定していた埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に代わる審査会の設置が必要となりました。

法第129条の規定により条例で設置できる審査会の機能としては、現行の情報公開審査会の機能と共通する点が多いため、2つの審査会の目的と機能を整理し、新たに埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会として統合すべく、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

内容につきましては記載のとおりとなっております。

また、施行日前に、現行の個人情報保護審査会及び情報公開審査会に諮問された調査審議は従前の例によることや、個人情報保護審査会委員及び情報公開審査会委員については、令和5年4月1日以降は、情報公開・個人情報保護審査会の委員とみなすことなどを規定しております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

最後に、議案第4号「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

趣旨といたしましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、保有個人情報の開示請求を含む取扱い等につきまして地方公共団体に法が適用されることから、所要の規定を整備す

るほか、議案第3号で御説明申し上げたとおり、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会が埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に統合されることに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正するものでございます。

中ほどになりますが、主な改正内容について御説明申し上げます。

初めに、第7条「公文書の開示義務」の改正についてですが、公文書の開示請求に係る不開示情報について、個人情報の保護に関する法律で定める保有個人情報の開示請求に係る不開示情報の定義と整合性を図るため改正するものでございます。

5ページをお開きください。

新旧対照表の5ページから8ページにかけて、不開示情報に関する規定を個人情報の保護に関する法律に合わせる形で改正するものでございます。

4ページにお戻りください。

次に、第12条「開示決定等の期限」の改正についてですが、情報公開の開示決定等の日数について、個人情報の保護に関する法律で定める保有個人情報の開示決定等の日数に合わせるために改正するものでございます。

最後に、第4章「情報公開審査会」の削除についてですが、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、第4章「情報公開審査会」の規定を全て削除するものとなっております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

以上で議案第1号から第4号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） 提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、いずれの議案に対する質疑かを明確にして質疑されるようお願いいたします。

城下議員。

○17番（城下師子） それでは、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」質疑を行います。

まず、資料のナンバー4の1ページ、この趣旨の中に、これまでの当広域連合が独自に制定していた条例を廃止し、法の適用を受けるとの御説明でした。

1点目なんですが、その目的は何か、この点について御答弁いただきたいと思います。御説明をお願いします。

それから2点目なんですが、法施行条例の制定で、個人情報保護審査会で扱う件数はどのよ

うになっていくのか。議案参考資料の第9条の「審査会への諮問」というところで、今回、情報公開審査会と個人情報保護審査会が1つになっていくわけなんです。この部分について、取扱い件数はどのように変わるのか、以上2点御説明お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） まず1点目でございます。これまで地方自治体が独自で制定していた条例を廃止し、法の適用を受けることになったその目的ということについてお答えさせていただきます。

目的といたしましては、国が社会全体のデジタル化を推進している中で、団体ごとに個人情報保護条例の規定、運用に相違があり、データの利活用に支障が出るおそれがあるため、今後は国の法の定義に統一することで解消しようとするものとして、国において法整備がなされたものと考えております。

また、国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、EUにおけるGDPRと言われる一般データ保護規則、充分性認定など、信頼ある自由なデータ流通のため、国際的な個人情報保護制度の調和を図る必要が高まったことも、国が法整備を進めた要因と考えております。

続きまして、2点目、法施行条例の制定で、個人情報保護審査会で扱う件数はどのように変わるのかということについてお答えさせていただきます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合が平成20年度に発足して以来、個人情報保護審査会を過去5回開催し、審査いただいております。

過去5回で審査した内容は、国の個人情報保護委員会が審査する内容ではないため断定はできませんが、個人情報保護法の施行により、個人情報保護委員会へ所掌事務の一部が移るということで、一般的には新たに設置する情報公開・個人情報保護審査会が審査する件数は減少傾向になると想定されております。

以上です。

○議長（滝瀬光一） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、一括して討論に入ります。

討論に当たりましては、いずれの議案に対する討論か明確にして討論されるようお願いいたします。

討論のある方の発言を求めます。

まず、本案に対する反対討論を許可いたします。

城下議員。

○17番（城下師子） それでは、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」、反対の討論を行います。

今回の法施行条例の制定は、地方公共団体が個々に持つ個人情報保護条例の規定がデータ流通の障害になるとして、既存の個人情報保護条例を廃止し、全国共通のルールに一元化するもので、地方自治の根幹を揺るがすものです。これまで自治体は個人情報の収集は、本人から直接収集するなど、収集の制限、保有する個人情報の目的外使用や情報提供などの制限、オンライン結合の制限などを規定し、例外とする事例はそれぞれの自治体が設置する個人情報保護審査会へ諮問し意見を聞くことになっていました。

ところが、今回の個人情報保護法施行条例への改廃によって、個人情報について全国共通のルールが規定され、自治体における審査会への諮問対象を限定するとともに、国の個人情報保護委員会から自治体への監視・勧告も定めています。国による個人情報保護制度改正は、匿名加工情報制度とオンラインによる情報連携を自治体に行わせ、自治体が持つ膨大な個人情報のデータの利活用を成長戦略として位置づけ、個人の同意を得ずに企業のもうけのために外部提供することに大きな狙いがあります。個人情報を企業のもうけの種にすることはあってはなりません。

以上の理由で、本条例の制定案については反対です。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 次に、賛成討論を許可いたします。

上野議員。

○20番（上野 廣） 議席番号20、上野廣です。

議長のお許しを得ましたので、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」、賛成の立場から討論いたします。

この条例の基となる個人情報保護に関する法律は令和3年度に改正され、官民を通じた個人情報保護制度の見直しが行われ、地方自治体においても令和5年度からは法に基づき個人情報を取り扱うこととされました。この条例では、法律において地方公共団体が条例で定めることが適正に規定されていること、また、条例で定めることを妨げるものではない任意項目として、個人情報取扱事務に関する登録簿を作成し、公表することを定めています。これは個人情報を取り扱う者に注意と自覚を促すことにつながり、有効なことであると考えます。

また、開示の手数料については、多くの自治体と同様に、従来と同じく無料で実費のみの徴収とされており適正であると考えます。

さらに、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見を有する審査会への諮問

も同様に重要であると考えます。

このように個人情報の取扱いについて、法に基づき必要な事項を漏れなく規定し、その上、任意の項目を定めており、個人情報の保護に対する事務局の積極的な姿勢を感じられることから、議案第1号について賛成いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（滝瀬光一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 日程第10、議案第5号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 議案第5号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書の41ページをお開きください。

この条例は、下段の提案理由にありますように、所得の少ない被保険者に対する保険料の被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、恐れ入りますが、右肩にナンバー4とあります議案参考資料の17ページをお開きください。

改正の内容ですが、令和5年度以降の保険料の軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を、5割軽減については28万5,000円から29万円に、2割軽減については52万円から53万5,000円に変更するものでございます。

これは令和5年1月18日に公布されました、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に合わせて改正するものでございます。

また、施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

なお、条例の新旧対照表は、18ページから19ページまでに記載しております。

以上で議案についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

城下議員。

○17番（城下師子） それでは、議案第5号の「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者

医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

ただいま御説明いただきました中で、5割軽減については28万5,000円を29万円、5,000円引き上げるということ、それから2割軽減について52万円から53万5,000円に引き上げるということで1万5,000円引き上げというふうになっているんですが、それぞれの対象者数をお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 予算におけます軽減対象者数についてお答えいたします。

令和4年度予算では、7割軽減は39万604人、5割軽減は11万536人、2割軽減は13万8,982人と見込みました。また、令和5年度予算を計上するに当たっては、7割軽減は40万5,344人、5割軽減は12万7,001人、2割軽減は16万5,241人と見込み積算を行っており、令和4年度の見込みと比べますと、7割軽減は1万4,740人、5割軽減は1万6,465人、2割軽減は2万6,254人、それぞれ増加しております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより議案第5号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第11、議案第6号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 議案第6号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございます、A4判横長の「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算及び補正予算説明書」の3ページをお開きください。

まず、特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1億2,646万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,643億6,409万4,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー5とございますA4判横長の「議案参考資料」の3ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

まず、「国庫支出金」のうち1段目の「国庫補助金」、「特別調整交付金」は、2段目の「健康診査事業費補助金」と連動しております。国から受ける交付対象が「健康診査事業費補助金」から「特別調整交付金」に振替になったことに伴い、「特別調整交付金」を4億5,227万2,000円増額し、2段目の「健康診査事業費補助金」について、同額を減額するものでございます。

また、特別調整交付金のその他の補正要因として3点ございます。

1点目として、東日本大震災に係る一部負担金及び保険料を減免した額については、災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で措置することとされており、減免額から災害臨時特例補助金相当額を除いた額として1,077万4,000円を増額するものでございます。

2点目として、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費を減額補正することに伴い、財源である特別調整交付金についても、事業費の3分の2相当額である3億3,203万8,000円を減額するものでございます。

3点目として、窓口負担割合の見直しに係る費用について、コールセンター設置に係る事業費及び広域連合から市町村に交付する制度改正周知費用補助金について、合わせて1億5,102万円減額補正することに伴い、特別調整交付金についても同額を減額するものです。

以上から、特別調整交付金の補正予算額は、総額2,001万2,000円の減額となっております。

次に、3段目の「災害臨時特例補助金」は、東日本大震災に係る一部負担金及び保険料を減免した額に対する補助金で、269万2,000円の交付を受けるものでございます。

次の「繰入金」の「保険給付費支払基金繰入金」は、まず、先ほど御説明いたしました「特別調整交付金」、「災害臨時特例補助金」が交付されることによる減額、及び「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費の減」に伴う減額がございまして。

また、後ほど歳出で説明いたします「葬祭費」の増額補正に伴う増額、及び「国県支出金等返還金」のうち、過年度分の精算額確定による返還金の増に伴う増額がございまして。

これらにより、差引き3億4,312万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開きください。

「総務費」の「コールセンター設置業務委託料」は、窓口負担割合の見直しに伴い、問合せに対応するためのコールセンターの設置費用を計上したのですが、委託仕様の見直しなどにより必要額が当初の見込みを下回ったことにより630万円を減額するものでございます。

同じく「総務費」の「制度改正周知費用補助金」は、市町村における窓口負担割合の見直しに係る周知広報及び被保険者証の再交付等に要した経費について、広域連合から補助金として交付するために計上したのですが、多くの市町村で被保険者証の再交付に要した郵送費が当初の見込みを下回ったことなどにより1億4,472万円を減額するものでございます。

次に、「保険給付費」、「葬祭費」は、葬祭費の支給件数が当初の見込みを上回り、予算の不足が見込まれますことから1億5,000万円を増額するものでございます。

次に、「保健事業費」、「市町村保健事業委託料」は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について、市町村から提出された事業計画書に基づく事業費において不用額が発生する見込みであることから4億9,805万7,000円を減額するものでございます。

次に、「諸支出金」の「国県支出金等返還金」は、令和3年度分の財政調整交付金の精算額の確定に伴い、3億7,260万8,000円を増額するものでございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(滝瀬光一) なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより議案第6号「令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(滝瀬光一) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(滝瀬光一) 続いて、日程第12、議案第7号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長(小暮 錠) 議案第7号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とあります、A4判横長の「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書」の3ページをお開きください。

まず、令和5年度の一般会計予算総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、27億2,000万円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー5とあります、A4判横長の「議案参考資料」の7ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づいて各市町村に御負担いただく共通経費負担金で27億741万8,000円を計上しております。

昨年度と比較して8億2,230万3,000円の増額となっておりますが、この主な要因といたしましては2つございます。1つ目は、令和6年度に予定されている後期高齢者医療広域連合電算

処理システム、いわゆる標準システム更改に向けた準備のため、システム開発、初期設定、機器借上料、システムをクラウド上に配置することに伴うクラウドサービス使用料の増等によるものでございます。また、2つ目の理由といたしましては、被保険者数増及び窓口負担2割導入による高額療養費支払件数の増に伴う通知の作成及び発送に係る経費が増加したことによるものでございます。

次に、「国庫支出金」は、被保険者の代表や医療関係者の方々などから意見を聞く場として開催しております「後期高齢者医療懇話会」に係る費用と、保健事業実施に伴う保健師の雇用に係る費用が特別調整交付金の対象となることから、合わせて1,201万2,000円を計上しております。

次に、8ページをお開きください。

歳出でございますが、主なものについて御説明申し上げます。

初めに、「議会運営に係る経費」187万1,000円は、議員報酬や議会運営に係る経費でございます。

その2段下の「電算システム等に係る経費」2,823万3,000円は、職員用情報系端末機器及びサーバ等の賃借料やサーバの運用管理委託料等に係る経費でございます。

次に、9ページを御覧ください。

2段目の「事務局職員に係る経費」3億2,529万9,000円は、事務局職員の人件費や会計年度任用職員の報酬等でございます。事務局職員につきましては、38名分の予算を計上しております。

その2段下の「事務経費繰出金」23億2,680万9,000円は、特別会計で支出する事務経費相当分を繰り出すものでございます。昨年度と比較して8億2,395万9,000円の増額となっておりますが、この主な要因といたしましては、先ほど歳入の共通経費負担金で御説明したとおりでございます。

以上で、議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

吉田議員。

○1番（吉田信解） 議長のお許しをいただきましたので、第7号議案について質疑をさせていただきます。

今お話ございました市町村の負担金でございます。これが今回、大変な金額になっていると

いう状況でございます。議案参考資料の7ページの歳入の「分担金及び負担金」の中の「共通経費負担金」、そして歳出では9ページですね、「事務経費繰出金」です。

まずその令和5年度に我々市町村が負担する、この7ページのところですけれども、共通経費負担金が令和4年度と比較しまして8億2,230万3,000円増額をしております。その歳出が事務経費分として特別会計に繰り出す金額も8億2,395万9,000円と、ほぼ同額が増額をされているわけでございます。今お話を聞きますと、増額理由が令和6年度に予定している標準システム更改に係る費用ということでございますが、現行の標準システムとの変更点についてお伺いしたいと思います。特に御説明の中で、システムがクラウド管理に変更されると。従来のサーバ管理からクラウド管理に変更されるということになるんだろうと思いますけれども、何が変わるのか具体的に説明を求めます。

また、クラウド化するメリットについても、お考えを併せてお願いいたします。

我々の広域連合というよりも、私が調べたところ、このシステム更改というのは国民健康保険中央会が行っているというふうに伺っております。この国民健康保険中央会において、クラウド化についてどのようにメリットとして考えているのかということで、多分お答えが出ているんだろうと思いますが、それをぜひお答えいただきたいと思います。

この国民健康保険中央会ですが、システム更改に当たりまして、当然、開発業者を選定しているわけでございますので、その開発事業者の選定の方法、また選定までの経緯、そして具体的なこの開発業者の業務内容についてもお伺いをしたいと思います。委託先に選定された事業者、これはどういう企業なのか、またその規模、業務内容だとか、その企業概要についても併せて御答弁をお願いしたいと思います。

また、このシステムを周知広報するためには、支援業者というものが選定されるわけでございますが、この支援業者の選定の経緯と具体的な業務内容、選定された事業者についてもお伺いをいたします。

最後に3点目でございますけれども、今回、標準システムの運用方法、これは大幅に改変されるわけでございますので、市町村の負担が増えるわけでございます。広域連合として国民健康保険中央会にどのような働きかけを行ってこられたのでしょうか。全国の広域連合が、今回のシステム更改でそれぞれ多額の予算を計上していると伺っておりますので、国等にどのような要望を行ってきたのか、併せて伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（滝瀬光一） ただいまの質疑に対しまして答弁を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 歳入の共通経費負担金及び歳出の事務経費繰出金についての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のうちの現行の標準システムとの変更点についてでございます。

現行システムにつきましては、各都道府県広域連合がそれぞれデータセンターを設け、サーバを設置し運営しているものでございます。

これに対しまして、次期システムは、クラウド化による管理に一元化され、広域連合ごとにセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなるものでございます。

クラウド化のメリットといたしましては、主に3つございます。1つ目が、広域連合単独では導入困難な最新のセキュリティー対策が可能となり、管理が効率化されます。2つ目といたしまして、今後、被保険者数の増などによりデータ量の増加が見込まれますが、クラウドシステムでは柔軟な拡張が可能となるため、迅速に容量不足に対応することができるようになります。3つ目といたしまして、制度改正などに伴うシステムの仕様変更に対応できるようになります。

今回のシステム更改は、クラウド化のほか、技術的に古いCOBOL言語から汎用性のあるプログラミング言語への変換、データ処理速度を落とさないための性能対策、複数の広域連合が共通して使用している様式を取り込む機能改善を併せて実施しております。

続きまして、2つ目ですが、まず標準システム更改に際し、国民健康保険中央会が開発事業者を選定した方法や経緯、業務内容についてお答えいたします。

まず、業者選定の方法についてお答えいたします。

国民健康保険中央会は、総合評価落札方式の一般競争入札により開発業者を決定しております。令和3年9月に入札を実施し、7者が入札申込みを行いましたが、最終的に全者辞退することとなり入札不調となったということでございます。その後、令和4年3月に、クラウドの仕様を一部見直した上で入札を執行した結果、株式会社フィクサー1者が入札に参加、落札することになったと聞いております。

次に、業務内容についてお答えいたします。

主なものとして、各広域連合で独自に管理していたシステムをクラウドで一括管理するためのシステム開発となります。開発事業者は、システム開発に当たってクラウドサービス業者を選定する必要があり、アマゾンウェブサービスを選定しております。なお、アマゾンウェブサービスへのサービス料の支払いは米ドル建てとなっております。

次に、株式会社フィクサーとはどのような企業なのかについてお答えいたします。

2022年8月決算説明資料によりますと、株式会社フィクサーは、2009年11月に創業し、年間の売上高は113億6,000万円、従業員数193名でございます。2022年10月には、東京証券取引所、グロース市場に株式上場を行っております。主な事業領域としては、クラウドによるシステム開発、移行、保守、運用を行っております。業務実績としては、厚生労働省から「新型コロナ

ウイルス感染者等情報把握・管理支援システムの改修及び運用・保守一式」業務を請け負っております。

続きまして、周知広報をするための支援事業者についてお答えいたします。

こちらについては一般競争入札において1者が入札し、デロイトトーマツ合同会社が選定されております。業務内容としては、国と広域連合等からなる標準システム研究会の開催支援、各広域連合への開発関連情報の提供、ヘルプデスクサポートサイトの運営などを行っております。

デロイトトーマツ合同会社についてですが、企業の会計監査や各種のコンサルティングを行っております。

続きまして、3点目の広域連合がシステム更改に当たり、国や国民健康保険中央会に対してどのような要望を行ってきたかについてお答えさせていただきます。

まず、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、6月と11月の2回、厚生労働大臣に対して要望書を提出いたしました。6月につきましては、市町村や広域連合への財政支援及び広域連合の意見を十分踏まえた機能の開発を進めるよう要望し、11月についてはクラウド化を含む標準システム機器更改及び構成市町村とのネットワーク環境の改修などについて、国庫による十分な財政支援を行うよう要望いたしました。

さらに、4月には埼玉県を含む被保険者数の多い15都道府県の広域連合が連名で、国民健康保険中央会理事長に対して、外付けシステム等の改修及び運用費用について、国民健康保険中央会及び国に対して負担を求める旨の要望書を提出いたしました。

これらの要望の結果、国の令和4年度補正予算において、標準システムのカスタマイズ並びに外付けシステムの設計・開発及び移行費用に対する補助金として16億2,029万5,000円が確保されております。しかしながら、詳細な補助内容や交付時期については示されておられません。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 吉田議員。

○1番（吉田信解） それでは再質問をさせていただきますが、今、詳しくこれまでの経緯、また開発業者のことまで含めてお話をしていただいたわけでございます。

やはりシステム更改というのは、非常にこれはお金がかかって、それがどういう形でされているのかというのは、やっぱりちゃんと見ていかなきゃいけないと、そういうふう感じているところございまして、実は、これは全国の広域連合で、非常に市町村負担金が上がるよねということで問題というか、どういう状況なんだろうねということを調べなきゃいけないという声が上がっているというふうに、私どものところでも話を聞いているところでございますので、こういった質疑をさせていただいているところでございます。

現行システムとの変更点、またクラウド化のメリットとして考えられる点、開発事業者の選定過程、企業名、またその概要、また支援業者について等々、本広域連合としての国への要望等をお答えをいただきましたが、1点、再質問させていただきます。

クラウドサービスとして、アマゾンウェブサービスが選定されているということで、支払いが米ドル建てになるというふうに聞いております。これは今のような円安の状況等を考えますと、やはり心配されるところでございます。アマゾンウェブサービスが選定された理由。そして米ドル建てでの支払いにおける為替の影響についてお伺いをいたします。

○議長（滝瀬光一） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 再質問にお答えいたします。

開発業者である株式会社フィクサーは、クラウドシステムを開発するに当たり、クラウドサービス業者を選定する必要があるため、国民健康保険中央会の承諾を得て、アマゾンウェブサービスを選定しております。アマゾンウェブサービスは、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」において、政府が求めるセキュリティ要件を満たしております。

次に、米ドル建てでの支払いにおける為替の影響についてお答えいたします。

昨年12月に為替変動の影響を受けないように、年間を通じて為替レートを固定して利用料を支払う取決めに変更されております。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 吉田議員。

○1番（吉田信解） では、もう最後にいたしますけれども、今お話がありました。何度も申し上げているように、今回の標準システムの更改は、市町村に多額の費用負担を求めることになるわけでございまして、広域連合におかれては、システム導入時のコストだけではなくて、毎年度の運用コスト負担が少しでも抑えられるように、国及び国民健康保険中央会に適宜必要な要望を行うなど、引き続きの調整をお願いしたいというふうに考えております。

今、米ドル建てのことについて、為替変動の影響を受けないように、年間を通じてレートを固定というお話がございましたけれども、しかし、固定するときは、当然それまでの為替変動による影響を受けるわけでございますので、今後、また急激な円安等がないとも限らない。非常にこういった点も懸念されるところでございます。

そこで、やはり令和6年度に新たな標準システムが稼働した際には、クラウド化の効果、また稼働するに当たっても、これからのシステム更改の状況等もよく注視しながら、またクラウドの効果なども詳細に検証し、その結果を明確に示すように、これはぜひ国民健康保険中央会に強く求めてほしいと考えているところでございます。

また、広域連合におかれては、次期標準システムに係る経費を軽減する工夫、これをぜひ図っていただきたいですし、今後ともしっかりと市町村と連携して、より使いやすいシステムになるよう、その運用を的確に行ってほしいと思います。こういった点について、ぜひ、広域連合長の御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬光一） ただいまの質疑に対しまして答弁を求めます。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） 広域連合といたしましては、今回の標準システムの更改に対しまして、導入及び運用コストが軽減されるよう、国及び国民健康保険中央会に必要な要望を行うとともに、クラウド化の効果の検証を求めるなど、引き続き調整を行っていきたいというふうに思っております。

また、令和5年度予算では、市町村の皆様が多額な費用負担をお願いしておりますので、広域連合が調達する端末機の機器あるいは独自システムの開発費等の縮減に努めさせていただきたいというふうに思います。

また、令和6年度には、次期標準システムが円滑に運用できるように、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、よって、討論を終結いたします。

これより議案第7号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第13、議案第8号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 議案第8号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とございます、A4判横長の「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書」の21ページをお開きください。

まず、令和5年度の特別会計予算総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、8,642億2,200万円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー5とございます、A4判横長の「議案参考資料」の13ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

「市町村支出金」1,711億3,853万6,000円は、市町村が徴収した保険料等の納付金や、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減分の負担金、療養の給付等に係る市町村の定率負担金でございます。

次に、「国庫支出金」2,624億48万円は、療養の給付等に係る国の定率負担金や、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に対する国の負担金、広域連合間の所得格差による財政力の調整を図るための普通調整交付金、健康診査事業等に係る国の補助金などでございます。

次に、「県支出金」711億4,441万4,000円は、療養の給付等に係る県の定率負担金や高額な医療費に対する県の負担金等でございます。

14ページをお開きください。

「支払基金交付金」3,514億1,912万円は、現役世代からの支援金でございます。

次に、「特別高額医療費共同事業交付金」7億9,554万1,000円は、レセプト1件につき400万円を超えるものについて、財政負担を軽減することを目的に、国民健康保険中央会で行う共同事業からの交付金でございます。

次に、「繰入金」33億967万9,000円は、市町村からの共通経費負担金のうち特別会計分を一般会計から繰り入れる「事務経費繰入金」と、保険料の剰余金を積み立てている保険給付費支払基金から繰り入れる「保険給付費支払基金繰入金」でございます。

15ページを御覧ください。

続いて、歳出について御説明いたします。

「保険給付に係る経費」は、被保険者の医科、歯科、調剤の給付費などに係る「療養給付費等」などで、被保険者数の増加等により、前年度比約2.7%増の8,500億5,255万7,000円となっております。

なお、「高額療養費」につきましては、昨年10月からの医療機関における窓口負担割合の見直しに伴い、2割負担となった被保険者の方に対し、1か月の外来医療の窓口負担増加額を3,000円までに抑える3年間の配慮措置が設けられており、その金額を超えて支払った場合は「高額療養費」として支給するため、前年度比約40%増の142億402万8,000円となっております。

次に、「高齢者保健事業に係る経費」58億5,246万3,000円は、健康診査事業を市町村に委託する「健康診査委託料」や、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る「市町村保健事業委託料」などがございます。

16ページをお開きください。

「レセプトの審査・点検等に係る経費」23億7,352万4,000円は、レセプトの審査及び診療報酬等の支払い業務について、国民健康保険団体連合会に委託する「審査支払委託料」、レセプトを電子化、オンライン化するシステムの運用管理について同じく国民健康保険団体連合会に委託する「レセプト管理システム運用委託料」のほか、レセプト及び療養費の点検に係る「レセプト点検委託料」などがございます。

次に、「医療費通知等に係る経費」5億7,284万3,000円は、被保険者の医療機関受診に係る医療費通知や、各種の支給決定通知などの作成、発送に係る経費でございます。

次に、「医療費適正化に係る経費」5,405万6,000円は、ジェネリック医薬品の使用促進に係る経費や、損害賠償求償事務委託料でございます。

17ページを御覧ください。

「被保険者証、ミニガイド等の作成等に係る経費」1億2,879万5,000円は、制度周知に係る広報物の作成経費や、被保険者証の年次一斉更新に係る「被保険者証作成等業務委託料」などがございます。

次に、「広域連合電算システムに係る経費」11億8,826万9,000円は、現行の後期高齢者医療広域連合電算処理システム、いわゆる標準システムの運用経費と、令和6年度の標準システム更改に向けた準備費用を合わせたものとなっております。

新標準システムに係る経費については、先ほどの議案第7号の令和5年度一般会計予算歳入のうち、市町村に御負担いただく「共通経費負担金」及び歳出の「事務経費繰出金」において、

御説明した内容と対になっているものでございます。

18ページをお開きください。

中ほどの「拠出金・積立金・公債費」7億9,686万9,000円は、主にレセプト1件につき400万円を超える高額な医療費に対する負担軽減を目的とした国民健康保険中央会が行う共同事業への拠出金で、歳入において説明いたしました同共同事業からの交付金と対になるものでございます。

以上で議案第8号につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝瀬光一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

城下議員。

○17番（城下師子） ただいま御説明いただきました、議案第8号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

使う資料は「令和5年度 当初予算の概要」、この中から何点か質疑をさせていただきます。

今回、予算の内容につきましても、いろいろ御説明がありましたけれども、被保険者約110万人という人数で試算をされているようなのですが、まず、歳入の部分なんですけれども、コロナ禍における予算編成、3年目ということで、どのような点に留意されての予算編成になっているのか、この点をお聞きいたします。

それから、「当初予算の概要」の3ページです。

この中には市町村支出金の伸び率が掲載されておりますけれども、ここが令和4年度と比較しまして、令和4年度の伸び率は6.6%でしたが、令和5年度については5.2%の増減率になっています。その理由をお示しいただきたいというふうに思います。

それから、歳入における窓口負担2割導入に伴う影響についてはどのようになっているのか、この点もお聞きしたいと思っております。

それから歳出のほうでは、議案参考資料のナンバー5の15ページです。

こちらの傷病手当金についてお聞きしますけれども、600万円の予算ということで計上されておりますが、前年は240万円でした。この600万円の積算ということでは、実績をどのように加味したのか、この点について御説明ください。

それから、同じく歳出予算で、議案参考資料ナンバー5の17ページです。

一般管理費の需用費の印刷製本費、この中の「事務・事業の概要」というところに、「マイ

ナンバーカードの被保険者証利用等に係る広報リーフレット」というふうに記載があります。この事業内容と予算額について御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの「令和5年度 当初予算の概要」の7ページを御覧ください。

こちらには、「一人平均医療給付費の状況」について記載がございます。状況について御説明をいただきたいというふうに思います。

1回目は以上です。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） ただいまの御質問のうち、コロナ禍における予算編成3年目として、予算編成にどのような点を留意されたのかについてお答えさせていただきます。

当広域連合において、被保険者数は令和4年5月に100万人を超え、全ての団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度には約120万人にまで達する見込みで、これに伴い、医療給付費や委託料等の事務経費の増加が見込まれております。

このような状況の中で、令和5年度当初予算編成に当たりましては、まず療養給付費につきましても、保険料率改定時に見積もった推計値を基に、最近の状況を見極めた上で必要な額を適正に計上すること、次に、被保険者の健康の保持・増進のための事業を着実に実施することにより、医療費の伸びを抑制するとともに、医療費の適正化をより一層進めていく観点から必要な予算を計上すること、さらに、全国の広域連合が利用している後期高齢者医療広域連合電算処理システム、いわゆる標準システムの5年に1回の更改が令和6年度に予定されているため、その準備のために必要な予算を確実に計上することを留意して予算編成をしております。

以上です。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 保険料課所管部分についてお答えいたします。

まず、市町村支出金の伸び率が令和4年度と比較して、令和4年度の伸び率を下回っていることについてでございます。

令和4年度の市町村支出金の対前年度伸び率6.6%については、被保険者数の増加による影響のほか、保険料率改定により、均等割額、所得割率が上昇したことに伴う要因が含まれております。一方、令和5年度の市町村支出金の対前年度伸び率は、保険料率改定の影響はなく、被保険者数の増等による影響となっており、保険料収入分に係る市町村からの納付金においても、対前年度比で7.1%と、令和4年度の伸び率9.1%を下回っております。

次に、歳出におけますマイナンバーカードの被保険者証利用等に係る広報リーフレットについてお答えいたします。

このリーフレットは、マイナンバーカードの被保険者証利用等を促進するため、広域連合にて、健康保険証としての利用登録を御案内、周知・広報するために作成することを考えております。約120万部作成し、主に年次更新における被保険者証の送付時に同封するほか、各市町村窓口へ配布することを予定しております。そのため印刷製本費として382万5,360円を計上しております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、給付課所管部分につきまして、順次お答えいたします。

歳入における窓口負担割合2割導入による影響についてでございますが、令和5年度における窓口負担割合が2割となる被保険者数は27万人と見込んでおります。1人当たりの医療給付費については、1割負担の場合は約79万7,000円、2割負担の場合は約75万5,000円と見込んでおり、その差額は4万2,000円となります。よって、その差額に2割負担の被保険者数を乗じた約113億4,000万円が窓口負担割合2割導入に伴う影響額と推計されます。

この医療給付費の影響額によりまして、国・県・市町村による負担金及び現役世代からの支援金が減額となるものでございます。

次に、傷病手当金の算出方法についてでございますけれども、令和4年12月末時点におきまして85件、397万130円の傷病手当金を支給いたしました。また、1件当たりの平均支給金額は約5万円となっております。令和5年度においては、約120件の申請を見込みまして600万円とし予算計上したところでございます。

次に、1人平均医療給付費の状況についてでございますが、令和4年度における1人当たりの医療給付費につきましては、過去5年間の平均伸び率に加え、1.23%減の診療報酬改定や窓口負担2割導入の影響を踏まえまして、前年度比0.4%減の77万214円と見込みました。

令和5年度における1人当たりの医療給付費につきましては、同様に過去5年間の平均伸び率に加え、窓口負担2割の影響を考慮して算定した結果、前年度比0.6%増の77万4,750円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） ありがとうございます。

新年度の令和5年度の予算につきましても、窓口負担2割の影響ということと対象者が27万人という御答弁がありました。

資料要求で追加資料を出していただいておりますけれども、1人当たりの医療給付費の当初予算時との比較ということで、これを見ましても、当初、見込んでいる額よりも、実際として

は、なかなか見込みまでは給付費が伸びてないなというようなことも読み取れるかなというふうに思います。

それで、まずマイナンバーのほうから、再質問したいと思いますが、御説明がありました120万部作成予定、それで予算額が約383万円ということなんですが、まずどのような財源を活用されるというふうに見込んでいらっしゃるのか、これが1点。

それから、先ほど1人平均医療費給付の状況なんですが、先ほども申しあげましたけれども、1回目の御答弁の中で、数字を見ていると受診控えが影響しているのではないかと思うんですが、この点についての部分で御説明いただきたいと思います。

以上2点です。お願いします。

○議長（滝瀬光一） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 再質疑のうち、マイナンバーカードの被保険者証利用等に係る広報リーフレットの財源につきましてお答えいたします。

このリーフレットの財源は、国から交付される特別調整交付金を前提に考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、給付課所管部分についてお答えいたします。

令和4年度の1人当たりの医療給付費は、コロナ禍前の令和元年度における78万6,221円までには回復していない状況でございます。

その要因といたしましては、診療報酬改定や窓口負担2割導入による影響に加えまして、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響もあるのではないかと考えているところでございます。

また、令和4年度から団塊の世代が75歳を迎え始めまして、後期高齢者医療制度に加入していることから、被保険者の年齢構成において若い層の比重が高くなっております。令和2年度の全国における年齢階級別の1人当たりの医療費は、75歳から79歳までは75万5,000円、80歳から84歳までは89万5,000円となっており、年齢が若いほど医療費が低くなる傾向があるため、年齢構成による影響もあると考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

まず、本案に対する反対討論を許可いたします。

城下議員。

○17番（城下師子） それでは、議案第8号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」に反対の立場で討論を行います。

コロナ禍における予算編成3年目、高齢者の命と暮らしを支え、安心して必要な医療が受けられる制度として新年度予算がどのように構成されたのか、多くの被保険者が注視をしています。以下、その反対理由を申し述べます。

反対理由の第1は、被保険者に負担増を強いる予算になっていることです。新年度予算は、被保険者を5万2,178人増、率にして5.0%増と見込んでいます。

一方、予算規模が対前年比で2.8%の増にとどまり、歳入の市町村支出金は、被保険者数の増加に関わらず、前年度比約85億円、率にして5.2%増にとどまり、昨年度当初予算の対前年度比6.6%増よりも1.4ポイントのマイナスとなっています。これは昨年10月に強行された窓口2割負担の導入で、保険給付費の影響額約113億4,000万円を見込んだことにより市町村支出金の伸び率の低下に結びついたとしか考えられません。

一方、歳出では、1人当たりの医療給付費を77万4,750円と、前年度より増加するとしています。2019年度の当初予算額の実績の推移を見ても、1人当たりの医療給付費は鈍化しており、年金引下げや医療費負担増によって、被保険者が医療の受診を控えている実態が読み取れます。

第2の反対の理由としては、マイナンバーカードと保険証の一体化を推進するための予算として、広報リーフレット作成費用約383万円が計上されていることです。

マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、保険証と一体化して、カードの所持を半ば強制すること、また、被保険者や医療機関からも、こうしたことに対しての不安の声も広がっています。

以上が反対の理由ですが、新年度も年金引下げや相次ぐ物価の高騰など、高齢者の年金所得が年々減少し、長引くコロナ禍で高齢者の生活の深刻さを増しています。ところが、政府はさらなる保険料など負担増を推し進めようとしており、高齢者の生存権をも脅かしております。

当広域連合としても、約110万人の被保険者が安心して必要な医療を受けられるよう、国の財政支援の強化を強く求めること、併せて独自の負担軽減措置などを設けるように強く要望し、私の反対討論といたします。

○議長（滝瀬光一） 次に、賛成討論を許可いたします。

小峯議員。

○18番（小峯松治） 18番、小峯松治です。

議案第8号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。

この特別会計は、被保険者からの保険料、国や県の負担金・補助金、現役世代からの支援金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出とし、令和5年度の予算額は8,642億2,200万円、前年度との比較では約2.8%の増となっております。

歳入については、市町村で徴収される保険料の納付金をはじめ、国や県、市町村からの療養給付費等の負担金、国からの調整交付金や各種事業に対する補助金等を活用するため、必要な経費を適正に計上しているものと考えられます。

また、歳出については、被保険者の増加を踏まえた療養給付費や高額療養費等の「保険給付に係る経費」をはじめ、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施や健康診査などの保健事業を推進するための経費や、医療費の適正化に取り組むためのレセプト点検などの経費等を適切に見込んで計上しているものと考えます。

なお、被保険者に係る情報を取り扱う後期高齢者医療広域連合電算処理システムが令和6年度にシステム更改予定であり、そのための費用が計上されておりますが、システム更改に当たっては、広域連合のみならず各市町村においても新システムが円滑に稼働できるよう、着実な準備を進めていただきたいと考えております。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、適正な医療給付を行うとともに、被保険者の健康保持・増進を図りつつ、制度の安定的な運営に取り組まれることを期待しつつ、議案第8号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について賛成するものです。

以上です。

○議長（滝瀬光一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（滝瀬光一） なしと認め、よって討論を終結いたします。

これより議案第8号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬光一） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

○議長（滝瀬光一） 休憩を解いて再開いたします。

---

#### ◎発言の訂正について

○議長（滝瀬光一） 執行部より発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 先ほど議案第5号の城下議員の御質疑に対する軽減対象者数についての答弁において、一部誤りがございましたので訂正させていただきたいと存じます。

先ほどの答弁におきまして、予算における軽減対象者数について、令和4年度予算では2割軽減は「13万8,982人」と申し上げてしまいましたが、正しくは「13万8,987人」と見込んでおります。おわびして訂正させていただきます。

---

#### ◎一般質問

○議長（滝瀬光一） 続いて、日程第14、「後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問」を行います。

なお、一般質問に関連する資料要求が17番、城下議員からあり、広域連合長より提出された資料をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これより、お手元に配付いたしました通告書のとおり一般質問を許可いたします。

なお、議案質疑と重複する質問については避けていただきますようよろしくお願いいたします。

また、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

17番、城下議員。

○17番（城下師子） それでは、一般質問を行わせていただきます。

まず、「1 後期高齢者への負担増の影響について」です。

1点目、「1 (1) 窓口負担2割の導入による受診抑制の実態把握を」について質問をいたします。

岸田自公政権による昨年10月から強行された窓口2割負担、当広域連合の被保険者のうち、これは昨年10月の決算時の資料なんですけど24万2,724人が対象になっています。今、相次ぐ物価高騰の中で、それに見合った年金上げが行われておらず、そういう中で、政府はさらなる年金の引下げも検討しています。生活苦から受診回数を減らしている高齢者が増えています。実際、そういう声もお聞きしております、こうした実態を把握すべきと考えますが、窓口2割負担導入後の医療費の動向について、まず伺います。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、御質問にお答えいたします。

窓口負担割合の見直し後の医療費についてでございますが、窓口負担2割導入前の令和4年7月から9月までの3か月間における現金支給分を除きました1人当たりの平均医療費は、1割負担の方は月6万9,469円となっております。そして窓口負担2割導入後の令和4年10月から12月までの3か月間の平均医療費は、1割負担の方は月7万4,213円、2割負担の方は月6万3,147円となっております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 実施してまだ3か月ということなんですけど、既に今、御答弁いただいた中でも、1割負担の方の月1人当たりの医療費は7万4,213円、2割負担の方の1人当たりの医療費が6万3,147円ということでは、単純に差引きしても、マイナスの1万1,000円の差があるというふうになると思います。数字から見ても、医療費が減少しているということでは、私が冒頭申し上げましたように、受診抑制があるというふうには受け止めております。そういう理解でよろしいのかどうなのか、再度確認したいと思います。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、再質問にお答えいたします。

令和4年10月から12月までの3か月間における1割負担と2割負担の方の平均医療費の差は月1万1,066円となっております。その差が生じた要因の1つといたしまして、窓口負担2割の導入による影響があると考えております。

また、令和3年度における1人当たりの医療費を見ますと、1割負担の方は年83万9,869円、3割負担の方は年75万5,646円となっております、3割負担の方のほうが低い傾向にございます。このような被保険者の所得による医療費の傾向もあり、複合的な要因によるものであると考え

ております。

現在、窓口負担2割が導入されてから時間がたっておらず、3か月間のみでは傾向が定かではない面もございますので、引き続き、医療費の動向については注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 今の御説明、御答弁で、やはり私は今の高齢者の経済的な状況を鑑みても、これは受診抑制がもう既に表れているというふうに理解しています。そういう意味では、広域連合としては、被保険者が安心して必要な医療が受けられる、そういう環境をつくっていくというのも大きなミッションの1つだというふうに思っております。ぜひ、これは構成自治体、一番身近に被保険者の実態を見ているので、広域連合としても医療費1人当たりの給付額には影響してきますので、ぜひ、これは広域連合としても実態把握すべきと考えますが、この点についての御見解を御答弁いただきたいと思っております。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、お答えいたします。

今後も医療費の動向につきましては把握していくとともに、窓口負担2割の方に対しましては、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置や、高額療養費制度に関する周知を、引き続き、被保険者の方々に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） あくまでも配慮措置は期間限定ですので、実態把握をぜひしていただきたいと思っております。

次に参ります。

「1（2）被保険者への新たな負担増の検討はストップを」ということで質問をいたします。

政府は2月10日、75歳以上の中間所得層以上を対象とした医療保険料を2024年度から段階的に引き上げるための健康保険法等の改定案を閣議決定をしています。さらに、高齢化に伴う保険料増の計画もあり、合計で1人当たり年平均約1万円近い負担増となります。物価高騰や年金の実質引下げなど、二重三重に苦しい生活に追い込まれているのが今の被保険者の実態ではないでしょうか。国の検討している所得割率や賦課限度額の段階的引上げによる影響について伺います。

この部分につきましては追加資料もお願いしておりますので、これもぜひ御参考にしながら、ちょっと私も質問したいと思っておりますので、まず1点目、お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） ただいまの御質問、制度改正による被保険者への影響についてお答えいたします。

今回の医療制度改正に当たっては、負担能力に応じて全ての世代で増加する医療費を公平に支え合う仕組みを構築する観点が含まれております。そのため、後期高齢者の保険料負担についても、高齢者世代内で能力に応じた負担を強化することとし、賦課限度額及び所得割率を引き上げることが検討されております。

その一方で、制度改正に伴って、低所得者層の保険料負担が増加しないよう、所得に関わらず負担していただく均等割部分については、低所得者の方の増加が生じないように対応することや、一定以下の所得の方を対象に経過措置を設けることなどが示されております。

今回の制度改正の影響につきましては、現段階では詳細が示されていないこともあり算出することはできませんが、参考までに申し上げますと、令和4年度賦課時点において、賦課限度額である66万円に達している方は、本日の追加で資料要求がございました資料にあります下の表でございますけれども、賦課限度額の66万円に該当している方は1万3,809人で全体の1.36%でございました。これらの方々の中には、現行と保険料率が変わらない場合でも賦課限度額が引き上げられることによりまして負担増となる方がいらっしゃいます。

一方、国が新たな負担増が生じないように配慮を検討している賦課の基となる所得金額がなく、均等割のみが賦課されている方は、同じく令和4年度の賦課時点で、こちらも同じ資料の上の部分でございますが、左側のゼロ円というところに該当する被保険者数に当たりますが、58万5,083人で全体の約6割となっております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 今、1回目の質問に対して御答弁いただきましたけれども、国は75歳以上の中間所得層以上を対象に今回こういう内容を閣議決定したわけですね。先ほども申しましたように、153万円を超える方、今御答弁をいただいた中で、当広域連合の被保険者のうち約6割は年収、年金収入が153万円以下なので、何らかの軽減策、配慮はしますというふうな御説明でした。

しかし、それもあくまでも期間限定ですよ。今後、2024年度は実施を見送るけれども、2025年からは引き上げますよと、このようにおっしゃっています。

それから、現役世代の負担の抑制ということを先ほど御答弁されましたけれども、結果として、これは1人当たりの部分では、例えば制度改定しても、中小企業の従業員らが入っている協会けんぽなどの場合は、従業員が支払う保険料の引下げ額は、1人当たり400円なんですね、

年間。

一方で保険料に対する国庫補助金は年間50億円も減らすというような中身になっているわけなんです。ですから、そういう意味では世代間の負担の公平性とおっしゃいますけれども、一番負担を軽減しているのが国だということになります。

それで、先ほど御答弁いただきました6割の方は軽減対象者というふうにおっしゃっていませんけれども、資料の中で見ますと、1円以上となる42万8,426人、この方たちは、今後、見直しによる影響を受ける対象者という理解でよろしいのでしょうか、再度確認したいと思います。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 制度改正に伴う影響を受ける対象者についてお答えいたします。

国の検討段階で示されております資料におきまして、能力に応じた負担を強化する観点から、所得割率の引上げを行うことが盛り込まれております。年金収入が153万円相当を超える被保険者の方には所得割が賦課されますので、制度改正の影響を受けて負担が増加することが見込まれます。

なお、所得割率の引上げにつきましては、令和6年度においては一定以下の所得の方には激変緩和措置を設けることが国において検討されているようでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 先ほどの2割負担もそうなんですけれども、導入して数年激変緩和をして、その後、ぼんと負担が増えるわけですよ。今、全国後期高齢者医療広域連合協議会でも、毎年、年に2回、国に対して後期高齢者医療制度に関する要望というのが提出されていますよね。直近では昨年11月に出されていますけれども、この中でも窓口負担割合の見直しについて、そういう意味では高齢者の負担増についてということにもなりますが、短期間のうちにそういった基準等の見直しなどについては、制度改正しないでくださいと出していますよね。これは本当に率直な思いだと思うんですよね。

先ほど私、国の状況などもお話ししましたがけれども、私は、今のこの物価高騰の中で、それに見合った年金も引き上げられていない、そういう中で今回のさらなる所得割率や賦課限度額は、とりわけ低所得者の方たちにとっては大変大きいものがあります。平均でも大体1万円の負担増になるというふうな試算も、先ほどお話をさせていただきました。そういう観点からも、これは私、広域連合長に御答弁いただきたいんですが、110万人の被保険者の医療を受ける権利を保障する、その立場での広域連合長ですから、高齢者の負担増につながる保険料の見直しについては、国にしっかりと、私は中止をするように要望していただきたいんですが、いかが

でしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） それでは、高齢者の負担増につながる見直しについて、国に中止を要望することについてお答えをさせていただきます。

現在、国におきまして検討されております今回の医療保険制度改革でありますけれども、これについては社会保障制度を維持するために、全ての世代で負担能力に応じて増加する医療費を公平に支え合う仕組みを構築する観点を踏まえたものであるというふうに理解しております。

現在、開会中の通常国会のほうに、医療保険制度改革などを盛り込んだ法案が、2月10日に提出をされたというふうに伺っております。そのため、まずは国会において十分な御審議をしていただきたいというふうに考えております。その上で必要があれば、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） ぜひ、声を上げるということが大事ですので、お願いしたいと思います。次にまいります。

「2 新型コロナウイルスの感染症について」です。

まず、「2（1）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行することによる被保険者への影響は」について質問を行います。

第8波では、医療崩壊や高齢者施設でのクラスターの発生、救急搬送による受入先の確保困難ケースが相次ぐなど、第7波で大問題になった教訓が生かされず、2万人を超える死亡者が出ました。政府はこの反省もなく、新型コロナウイルス感染症の位置づけを5類へ引き下げ、感染症対策や検査、治療への公的支援を後退させようとしています。

県内での70歳以上の新規陽性者数、これは75歳以上を出してくださいというふうにお聞きしましたら、70歳以上でしか数字は把握していないということでしたので、これにつきましては、令和4年4月から令和5年1月ですね、直近では。まず新規陽性者数は10万6,247人、これは県と保健所設置市の合計の数です。それから死亡者数は1,450人、これはあくまでも県の保健所で把握している数です。

被保険者の命と健康を守るためにも、新型コロナウイルス感染症の検査、治療、予防接種の公費負担の継続や、発熱外来体制の拡充、それから医療機関や救急搬送の体制強化が必要です。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行することで、どのような影響が被保険者等にも出でくると認識されているのかお伺いしたいと思います。御答弁願います。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、御質問にお答えいたします。

5類移行後の被保険者への影響についてでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症に関する入院や検査に係る医療費の自己負担額は、全額公費で負担されております。国の方針によりますと、5類に移行後は原則自己負担額が発生することとなりますが、当面は公費での負担を継続した上で、段階的に見直しを行うとしております。

なお、当広域連合が負担している保険者負担分の医療給付費につきましては、その位置づけに関わらず給付を行っているところでございます。5類への移行後におきましても、適正な医療給付を行うとともに、引き続き、被保険者が必要な医療を受けることができるよう、期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 医療現場からは、こういった声が上がっているかといいますと、国際医療福祉大学の医学部感染症学の教授、松本さんが、このようにおっしゃっていますね。政府は5類にすることでコロナの患者を受け入れる医療機関が増えるんだと、このように言っていますが、そうではないということなんです。例えば逆に縮小するということでは、入院について病床確保量や公的支援を当面継続し、段階的に縮小する方針だけでも、そうなると、病院は明らかに赤字になります。だから、そういう意味では受けないわけですね、赤字になるわけですから。そういうことも指摘されていますし、5類になっても新型コロナウイルスの性質は変わるわけではないと、当然ですよ。外来は簡単に増えない、増やせない。医療現場の立場からすればですよ。

それからもう一つは、医療を受ける側、被保険者の立場に立つと、外来で重症リスクのある人に、本人の同意を得て、今は重症化予防の薬、ラゲブリオ、これは1本約9万4,000円だそうなんです。これは今、公費負担でやっていますから不要なわけですよ。これが段階的に廃止、自己負担にするとすると、例えば3割負担の方は3万円、1割負担の方は1万円というふうになるということでは、結局、先ほども言いましたけれども、受診抑制がもう出てきているという中で、必要な人に薬は出せず、重症化する患者が増えるんじゃないか、こういうことを懸念しているわけですね。早期に対応するということが、この新型コロナウイルス感染症では対応が必要なので、5類になっても、この感染症が普通の風邪になるわけではないと、このように指摘しています。

そういう意味では、私は今回のこの医療現場の体制をしっかり支える、それが先にやるべきことではなかったかなというふうに思っています。

お聞きしたいと思うんですけれども、先ほど御答弁いただきましたけれども、ぜひ、被保険

者の立場に立った取組、広域連合の役割が私は重要になってくるというふうに思っています。被保険者が安心して医療を受けられる環境を整備するように、しっかりと国に対して必要な要望をしていただきたい。先ほど申し上げたような内容も含めて要望していただきたいと思いますが、御見解を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、再質問にお答えいたします。

埼玉県では、令和4年5月に、「令和5年度国の施策に対する提案・要望」で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止において、医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善等を要望しているところであります。

当広域連合といたしましても、今後も埼玉県と連携を図るとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、被保険者が安心して医療を受けることができるよう必要な要望を国にしていまいります。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 引き続き、「2（2）新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の継続を」についての質問をしますけれども、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない現状があります。保険料の減免については継続すべきと考えますが、この点について御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免につきましては、国からの財政支援の基準に基づきまして令和2年度から実施しており、令和4年度までは全額、国が財政措置することとされております。

令和5年度以降の保険料の減免につきましては、先週2月10日付で厚生労働省から事務連絡が発出されたところでございます。それによりますと、今年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえまして、令和4年度相当分の保険料までで財政支援を終了することが示されました。国からの財政支援がない減免を行う場合、その財源は被保険者の皆様に納めていただく保険料を充てることとなり、被保険者の負担増につながるため、減免を継続することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） とても政府の対応というのはひどいと思いますよね。これは各自治体や地方公共団体、広域連合は大変になっていくんじゃないかと思います。被保険者は所得がどんどん減っていく。そういう中で唯一の支えだった減免制度そのものも5類になることで廃止をするという答弁でした。これについては、先ほども全国後期高齢者医療広域連合協議会の中で、11月にも新型コロナウイルス感染症対策関連について、当該感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免に要する費用について、国が全額財政支援をとということで求めているわけですよね。これはもう本当、当然だと思うんですよ。全国後期高齢者医療広域連合協議会そのものが被保険者の立場に立って声を上げていますので、そういう中でも、この制度を廃止するということがいかにひどいかということを、本当にこれは過去の実績を見ましても、令和3年度の減免状況を見ましても、埼玉県内の40市のうち330件申請されていますよね。これは広域連合で出された資料ですけれども、あと町村のほうでも。全63市町村のトータルで351件減免されているわけですよ。総額で2,137万9,450円、これがもうなくなってしまいう。こういう支援がないということは、私は本当に大変になってくると思いますので、今、御答弁では難しいとおっしゃいましたけれども、そこを難しいところをこじ開けていくのが地方公共団体であり、広域連合議会だと思いますので、ぜひこれについては国に対しても要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか、御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬光一） 宮原事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（宮原幸子） 再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免につきましては、国の基準に基づいた運用を行っております。新型コロナウイルス感染症につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました5類感染症へ位置づけを変更する方針を踏まえまして、厚生労働省において保険料の減免に対する財政支援を終了することとしたことが示されたところでございます。

国の対策本部決定におきまして、感染症法上の位置づけの変更に伴って、これまで講じてきた各種の政策、措置について見直しが行われることが示されております。

こうした中、厚生労働省においても十分検討された上で保険料減免に係る財政支援の終了を判断されたものと思われまます。そのため当広域連合といたしましては、保険料の減免につきましては、まずは国の財政支援の基準に則して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） ぜひ声を上げていただきたいと思います。

次にまいります。「3 聞こえフレイル対策について」です。

2022年の2月議会で、この問題を質問させていただきました。その際に答弁で、その後の対応について、まず伺いたいと思うんですが、加齢性難聴の早期発見、早期対応は、フレイル対策にもつながるものであります。前回の質問では、その必要性について、広域連合としても認め、研修等の活用や市町村への情報提供をしたいと、このように答弁していただいております。その後どのような対応をされたのか伺います。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、御質問にお答えいたします。

その後の対応についてでございますけれども、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に当たりまして、高齢者が質問を聞き取りにくいなど、聴力に問題があると思われる場合には、適切な受診を促すことも必要であるという旨、国から示されており、その対応につきまして、市町村に情報提供を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） そうですよ、難聴と鬱、認知症の関連というのも研究が進んでおりますので、市町村に情報提供を行ったということなんですが、聞こえフレイル対策ということで、当広域連合の第2期高齢者保健事業実施計画の中にもしっかりと位置づけられていましたよね、フレイル対策は。これは聞こえフレイルの部分でも必要性を認識されているという御答弁もいただいておりますので、ぜひ、この部分についても検討していただきたいというふうに思うんですよ。

昨年11月に、厚生労働省のほうでも、この問題で懇談する機会がありまして、そういう中で介護予防という観点からも対策の必要性は十分認識しているというような担当の方の御答弁もいただいておりますので、今後の当広域連合としての聞こえフレイル対策の検討について伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） それでは、再質問にお答えいたします。

被保険者が安心して生活することができるよう、聴力に問題があると思われる被保険者に対しましては、適切な受診につなげていきたいと考えているところでございます。そのため市町村職員を対象とした高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の全体研修におきまして、難聴の被保険者に対する受診勧奨につきまして、周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） これは、これからさらに必要になってくる部分だというふうに思っています。

2点目なんですけれども、「3（2）難聴の早期発見、早期対応のためにも健康診査項目に聴力検査の追加を」ということで質問します。

難聴の早期発見のためにも、広域連合における健康診査に聴力検査を項目として追加するよう、過去にも取り上げてまいりました。国の特定健康診査の調査項目は、正直言いまして高齢者の特性に沿った検査内容としては不十分だというふうに思っています。当広域連合としても実施するよう求めますが御見解を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） 御質問にお答えいたします。

聴力検査についてでございますが、当広域連合における健康診査では、国の特定健康診査の健診項目を基本といたしまして各市町村に委託し実施しており、聴力検査は含まれておりません。健診項目に対する費用につきましては、国からの特別調整交付金及び健康診査事業費補助金を一部財源としておりますが、財源の3分の2以上は保険料による負担となっております。

そのため新たに検査項目を追加するに当たりましては、慎重に検討しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） ぜひ検討していただきたいと思います。厚生労働省の担当の方にも、このことについてお伝えしましたけれども、共有していきたいというふうに御回答をいただいております。厚生労働省の中でもですね。そういう意味では、難聴になることで思考力とかコミュニケーション能力は下がっていくということは、結果としてひきこもりにつながり、フレイルがより一層深刻に進んでいくという中では、まさに医療費の抑制にもつながるわけですよ。元気にいつまでもいろいろな方と関わりを持ちながら、なるべく医療を受けないような生活を維持していくというところでは、まさに広域連合が目指しているフレイル対策の1つにもなりますので、ぜひ、そういう観点でお願いしたいと思うんですけれども、国に対して検査項目を追加するように、ぜひ声を上げて要望していただきたいと思いますし、先ほど慎重に検討しなければならないとおっしゃっていましたが、全体的な医療費抑制となれば、なおさら早期発見、早期対応という点では、広域連合について実施することが、より一層効果を生んでいくというふうに思いますので、ぜひ、当広域連合としても検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） 再質問にお答えいたします。

聴力検査は全ての医療機関で実施できるものではないため、受診できる医療機関が限定されるなどの課題がございます。そのため広域連合では、難聴の被保険者に対する受診勧奨を実施することで対応を図っていきたいと考えております。

また、広域連合における聴力検査の実施につきましては、再度になりますが、全額検査費用を保険料により負担することとなり、保険料額に影響を与えるものとなるため、慎重に検討しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 今、耳鼻咽喉科の先生方も、非常にこの問題では協力的なんですよ。医師会との連携ということでは、豊島区が既に連携しながらフレイル対策、聞こえ対策をやっていますので、そういったところもぜひ情報把握していただきたいと思えますね。

次にまいります。

「3（3）フレイル対策の一環とした補聴器補助の助成制度の創設を」についてなんですが、自治体による加齢性難聴者への補聴器の助成制度、全国だとすごい広がりが出ています。それだけ要望もあるということなんですよ。高齢者の補聴器の装用、使うことで認知機能と鬱に対する効果が確認される調査研究結果も報道されています。例えば聞こえにくさをより一層進行させないというような効果も出てきているそうです。フレイルの対策として、加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を国に求めると同時に、広域連合としても検討すべきと考えます。既に全国市長会からは国に対して申入れ、提言も出されておりますし、そういう意味ではとりわけ高齢者が多い当広域連合ですので、そういう観点からも、ぜひ取り組むべきと考えますが、この点に対する見解をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬光一） 濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） 御質問にお答えいたします。

加齢による難聴につきましては、周囲との意思疎通に支障が生じ、社会生活が不自由になることから、生活の質の低下につながるものと言われております。

当広域連合におきましても、高齢者の聞こえ支援につきましては、社会生活を維持する上で大変重要なものであると認識しております。

しかしながら、補聴器は障害福祉の枠組みの中で支援対象としているもので、治療による医療給付を目的とする医療保険制度にはなじまないものとして、医療給付の対象とはなっておりません。したがって、当広域連合での実施は困難であると考えているところでございま

す。

以上でございます。

○議長（滝瀬光一） 城下議員。

○17番（城下師子） 必要性は認めているんだけど、補聴器は障害福祉の枠組みだということ、ここがやっぱり世界的に遅れているんですよ、日本が。障害福祉の枠組みではないんですよ。眼鏡をかけるのと同じように補聴器をつける、これは同じなんです。そこはぜひ国も頑張って変えていかなきゃいけないんですが、そういう中で全国市長会も声を上げているわけなので、広域連合も年に2回、要望を出していますし、ぜひ、そういう中でも声を上げていていただきたいというふうに思います。これは要望にします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝瀬光一） 以上で、17番、城下議員の一般質問を終了いたします。

これで本定例会に付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

---

#### ◎広域連合長挨拶

○議長（滝瀬光一） ここで広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日は御提案申上げました議題につきまして慎重なる御審議を賜り、また全ての議案の御可決を賜りましたことに心から厚く御礼を申し上げます。

滝瀬議長をはじめ議員の皆様方には、当広域連合議会の運営に対し、今後も引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（滝瀬光一） これをもちまして、令和5年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 滝 瀬 光 一

署 名 議 員 前 川 や す え

署 名 議 員 堀 口 義 正

# 審 議 結 果 一 覽

## 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（8件）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
1	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について	5 . 2 . 15	5 . 2 . 15	原案可決
2	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	〃	〃	〃
3	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	〃	〃	〃
4	埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
5	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
6	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃
7	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	〃	〃
8	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	〃	〃	〃

議

案

## 議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について  
埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を制定したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び公文書の名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿を作成し、広域連合長に届け出なければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

4 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項各号（第2号を除く。）の開示することとされている情報として条例で定めるものは、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号、以下「情報公開条例」という。）第7条第2号ア～ウに掲げる情報とする。

（開示請求に係る手数料）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、写しの交付の方法により保有個人情報の開示を受ける場合の費用は、規則で定める額とする。

（開示請求の手続）

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（訂正請求の手続）

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（審査会への諮問）

第9条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、次のいずれかに該当し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年広域連合条例第 号）第2条に規定する埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3） 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第32条又は第40条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にある旧条例第16条第1項の規定による個人情報ファイル簿は、登録簿とみなす。この場合において、実施機関は、登録簿に記載すべき事項に変更があるときは、この条例の施行後遅滞なく、登録簿を修正しなければならない。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 個人情報に係る受託業務に従事している者又は従事していた者が、その管理の業務又は受託業務に関して附則第3条第4項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けたものに対しても当該各項の罰金刑を科する。
- 7 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## 議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提 案 理 由

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例を制定したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

# 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第17条）
- 第3章 個人情報ファイル（第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第19条—第31条）
  - 第2節 訂正（第32条—第38条）
  - 第3節 利用停止（第39条—第44条）
  - 第4節 審査請求（第45条—第47条）
- 第5章 雑則（第48条—第53条）
- 第6章 罰則（第54条—第58条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の書記長及び書記（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される

特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する

る法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（登録簿）

第4条 書記長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- （3）個人情報取扱事務の目的又は概要
- （4）取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- （5）取り扱う個人情報の項目
- （6）取り扱う個人情報の取得先
- （7）取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- （8）取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- （9）個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び公文書の名称
- （10）前各号に掲げるもののほか、規程で定める事項

2 書記長は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 書記長は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を議長に届け出なければならない。

4 書記長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（個人情報の保有の制限等）

第5条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第13条第

2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を持有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第6条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第7条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第8条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第9条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第10条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託

を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第11条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第54条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第12条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第13条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて

て相当の理由があるとき。

(3) 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第13条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第13条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第 3 9 条 第 1 項第 1 号	又は第 1 3 条第 1 項 及び第 2 項の規定に 違反して利用されて いるとき	第 1 3 条第 5 項の規定により読み替 えて適用する同条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号に係る部分に限る。)の規定 に違反して利用されているとき、番 号利用法第 2 0 条の規定に違反して 収集され、若しくは保管されている とき、又は番号利用法第 2 9 条の規 定に違反して作成された特定個人情 報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイル をいう。)に記録されているとき
第 3 9 条 第 1 項第 2 号	第 1 3 条第 1 項及び 第 2 項	番号利用法第 1 9 条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 1 4 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 1 5 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 1 6 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第 5 0 条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報

の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第17条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
  - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
  - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個

個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請

求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第7条第2号ア～ウに規定する情報を除く。以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第

1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第 25 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、

正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当

な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第31条 議長に対し開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、写しの交付の方法により保有個人情報の開示を受ける場合の費用は、議長が別に定める。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1） 第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有

個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第13条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その

旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは

は利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年広域連合条例第 号）第2条に規定する埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第51条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第54条 議会の職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 前3条の規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第58条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定を踏まえ、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を制定したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

### (設置)

第2条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び議会をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等（次条第1号において「開示決定等」という。）に係る公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年広域連合条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第26条第1項、第36条第1項若しくは第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第2号及び同条第4号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

### (所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は開示

請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (3) 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年広域連合条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第9条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (4) 議会個人情報保護条例第46条の規定による諮問に応じ、開示決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (5) 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第8条 審査会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(審査会の調査審議)

第9条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又

は資料の提出があったとき（諮問庁が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があった時を含む。）は、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第14条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第15条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議）

第16条 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、広域連合の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成19年条例第16号。以下「旧条例」という。）第48条の規定により委嘱された埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）の委員である者及び改正前の情報公開条例第22条の規定により委嘱された埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会及び旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧個人情報保護審査会及び旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第48条及び改正前の情報公開条例第22条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧個人情報保護条例第46条及び改正前の情報公開条例第20条の規定により諮問された旧個人情報保護審査会及び旧情報公開審査会による調査審議については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する旧個人情報保護条例及び改正前の情報公開条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者（この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前に

において旧情報公開審査会の委員であった者を除く。)は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 議 案 第 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 審査請求（第19条—第21条）  
第4章 情報公開審査会（第22条—第31条）」 を「第3章 審査請求

（第19条—第21条）」に、「第5章」を「第4章」に、「第32条」を「第22条」に、「第35条」を「第25条」に改める。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））」を「独立行政法人等」に、「地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））」を「地方独立行政法人」に改め、同条第3号イ中「であるもの」を「であると認められるもの」に改め、同条第4号中「、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる」を「、健康、生活又は財産を害する」に改め、同条第5号及び第6号中「広域連合の機関」を「実施機関」に改め、同条第6号中オをキとし、エをカとし、ウをオとし、イをエとし、アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第12条第1項中「15日」を「30日」に改め、同条第2項及び第3項中「45日」を「60日」に改める。

第4章を削る。

第5章中第32条を第22条とし、第33条から第35条までを10条ずつ繰り上げる。

第5章を第4章とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議 案 第 5 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

### 提 案 理 由

令和5年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議 案 第 6 号

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ126,469千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ864,364,094千円とする。

2 「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提 案 理 由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	2. 国庫補助金	255,513,770	△469,593	255,044,177
		57,866,931	△469,593	57,397,338
7. 繰入金	2. 基金繰入金	7,350,584	343,124	7,693,708
		6,100,416	343,124	6,443,540
歳入	合計	864,490,563	△126,469	864,364,094

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		2,324,277	△151,020	2,173,257
	1. 総務管理費	2,324,277	△151,020	2,173,257
2. 保険給付費		829,234,747	150,000	829,384,747
	3. その他医療給付費	2,707,056	150,000	2,857,056
4. 保健事業費		5,361,285	△498,057	4,863,228
	1. 健康保持増進事業費	5,361,285	△498,057	4,863,228
7. 諸支出金		19,463,941	372,608	19,836,549
	1. 償還金及び選付加算金等	19,463,941	372,608	19,836,549
歳出	合計	864,490,563	△126,469	864,364,094

議案第7号

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

# 第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

(歳入)

款	項	金	額
1. 分担金及び負担金			2,707,418
	1. 負担金		2,707,418
2. 国庫支出金			12,012
	1. 国庫補助金		12,012
3. 繰越金			1
	1. 繰越金		1
4. 諸収入			569
	1. 預金利息		111
	2. 雑収入		458
歳入	合計		2,720,000

(単位 千円)

(歳出)

款	項	金額
1. 議会	1. 議会費	1,871
2. 総務	1. 総務管理費	383,319
	2. 選挙費	383,180
	3. 監査委員費	58
		81
3. 民生	1. 社会福祉社費	2,326,809
		2,326,809
4. 公債	1. 公債費	1
		1
5. 予備	1. 予備費	8,000
		8,000
歳出	合計	2,720,000

議案第8号

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ864,222,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月15日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

# 第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

(歳入)

款	項	金額
1. 市	町 村 支 出 金	171,138,536
2. 国	庫 支 出 金	171,138,536
	1. 国 庫 庫 補 助 金	262,400,480
	2. 国 庫 庫 補 助 金	202,888,743
3. 県	支 出 金	59,511,737
	1. 県 支 出 金	71,144,414
	2. 県 支 出 金	71,144,413
4. 支 払 基 金 交 付 金	支 払 基 金 交 付 金	1
	1. 支 払 基 金 交 付 金	351,419,120
5. 特別高額医療費共同事業交付金	特別高額医療費共同事業交付金	351,419,120
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	795,541
6. 財 産 収 入	特別高額医療費共同事業交付金	795,541
	1. 財 産 運 用 収 入	1,327
7. 繰 上 収 入 金	財 産 運 用 収 入	1,327
	1. 繰 上 収 入 金	3,309,679
	2. 繰 上 収 入 金	2,326,809
8. 繰 上 収 入 金	繰 上 収 入 金	982,870
	1. 繰 上 収 入 金	3,000,000
	2. 繰 上 収 入 金	3,000,000
9. 諸 収 入	繰 上 収 入 金	1,012,903
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預 金 利 子	1,766
	3. 雑 収 入	1,011,135
歳 入	合 計	864,222,000

(単位 千円)

(歳出)

款	項	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	2,355,682
2. 保険給付費	1. 療養諸費	852,018,976
	2. 高額療養諸費	833,500,973
	3. その他医療給付費	15,412,003
3. 特別高額医療費共同事業拠出金		3,106,000
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	795,541
4. 保健事業費		795,541
	1. 健康保持増進事業費	5,852,463
5. 基金積立金		5,852,463
	1. 基金積立金	1,327
6. 公債費		1,327
	1. 公債費	1
7. 諸支出金		1
	1. 償還金及び還付加算金等	3,191,010
8. 予備費		3,191,010
	1. 予備費	7,000
歳出	合計	7,000
		864,222,000